

令和7年（家）第1077号

本籍茨城県龍ヶ崎市南中島町13番地
最後の住所広島県広島市西区中広町2丁目6番9号涼荘201
不在者 中島 昭
昭和33年4月11日生
令和8年9月4日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第1181号

本籍神奈川県横浜市中区北区樽町2丁目4番
最後の住所神奈川県横浜市中区北区日吉本町2丁目47番11号
（住民登録上の住所千葉県千葉市花見川区千種町118番地7シティハイツ千種4-202号）
不在者 白倉正明
昭和24年7月17日生
令和8年9月3日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第29号

本籍京都府与謝郡伊根町字大原565番地
最後の住所京都府与謝郡伊根町字大原592番地
不在者 岡田 敏彦
昭和30年12月19日生
令和8年9月4日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所宮津支部
裁判所書記官

失踪宣告取消

令和8年（家）第894号

本籍三重県津市芸濃町河内677番地1
住所名古屋市中天白区植田山二丁目101 名古屋
市植田寮
申立人（失踪者） 落合 輝己
昭和20年1月3日生
令和8年9月2日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和8年（へ）第2号

福岡県直方市古町2番7号
申立人 円徳寺 代表者代表役員 栗山 敬
権利の届出の終期 令和8年9月2日
令和8年9月8日 直方簡易裁判所
（別紙） 目 録
1(1)土地 直方市古町 788番2 宅地 93.
09平方メートル
(2)登記年月日番号 福岡法務局直方支局大正2
年12月26日受付第5939号
(3)登記した権利の内容
a 順位番号 1（あ）
登記の目的 地上権設定
原因 大正2年12月26日設定
目的 建物所有
存続期間 大正2年12月26日から大正50年
12月25日まで
地上権者 直方市大字直方846番地
谷口 イソ

b 順位番号 1（い）
登記の目的、原因、目的、存続期間、地上
権者は1(3)aの記載に同じ
c 順位番号 1（う）
登記の目的、原因、目的、存続期間、地上
権者は1(3)aの記載に同じ
d 順位番号 1（え）
登記の目的、原因、目的、存続期間、地上
権者は1(3)aの記載に同じ

2(1)土地 直方市古町 788番4 宅地 31.
96平方メートル
(2)登記年月日番号 1(2)の記載に同じ
(3)登記した権利の内容
1(3)aないしdの記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第945号

仙台市泉区泉ヶ丘一丁目20番20号
債務者 株式会社中央架設
代表者代表取締役 田井 孝幸
1 決定年月日時 令和8年9月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 及森 善弘

4 破産債権の届出期間 令和8年10月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年12月7日午後2
時20分

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和8年（フ）第1456号
千葉県船橋市本町6丁目18番19第3山中ビル
401号室
債務者 有限会社イマツ
代表者代表取締役 今津 茂

1 決定年月日時 令和8年9月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菊川 秀明
4 破産債権の届出期間 令和8年10月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年12月16日午後2
時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和8年（フ）第2103号
横浜市西区北幸1丁目11番1号水信ビル7階
債務者 合同会社PARTIR
代表者代表社員 浅利 裕也

1 決定年月日時 令和8年9月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿部新治郎
4 破産債権の届出期間 令和8年10月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年12月22日午後1
時30分

横浜地方裁判所第3民事部
令和8年（フ）第2315号
神奈川県大和市中央5丁目1番3号
債務者 株式会社ハウスアンドハウス
代表者代表取締役 高橋 由浩

1 決定年月日時 令和8年9月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青山 正規
4 破産債権の届出期間 令和8年10月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和9年2月2日午後1
時30分

横浜地方裁判所第3民事部
令和8年（フ）第624号
栃木県足利市南大町3425番地1
債務者 株式会社KAWAKOU
代表者代表取締役 荻野 啓司

1 決定年月日時 令和8年9月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小倉 崇徳
4 破産債権の届出期間 令和8年10月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年12月18日午後3
時

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和8年（フ）第99号
愛媛県松山市朝生田町5丁目7番36号 チサ
ンマンション506号
債務者 越智 勝大

1 決定年月日時 令和8年9月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 永井 卓也
4 破産債権の届出期間 令和8年11月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和9年2月25日午後4
時

松山地方裁判所民事部
令和8年（フ）第326号
沖縄県那覇市繁多川三丁目5番2号テンディ
ング2階
債務者 株式会社インフィニート
代表者代表取締役 謝敷千恵子

1 決定年月日時 令和8年9月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高良 祐之
4 破産債権の届出期間 令和8年10月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年12月10日午前10
時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当
をすることにつき異議のある破産債権者は、裁
判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで
に異議を述べなければならない。

那覇地方裁判所民事第3部
令和8年（フ）第4659号
大阪市北区国分寺2丁目2番1号
債務者 株式会社Next goal
代表者代表取締役 迫田 崇心

1 決定年月日時 令和8年9月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安達友基子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年11月30日午後1時40分
大阪地方裁判所第6民事部